

厚生労働省が定める揭示事項

当院は、保険医療機関です。健康保険法に基づく療養の給付を行っています。

以下の施設基準について、地方厚生局に届出を行っています。

◎情報通信機器を用いた診療に係る基準

厚生労働省の定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」平成30年3月（令和8年4月一部改訂）を遵守したうえで、オンライン診療を実施しています。初診で向精神薬の処方はいりません。医療広告ガイドラインを遵守しています。

◎電子的診療情報連携体制整備加算 1 ◎在宅医療 DX 情報活用加算 ◎在宅医療情報連携加算

◎検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 ◎明細書発行体制等加算

質の高い医療を提供するために医療 DX の体制整備を進めています。

○オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を活用して診療を実施しています。

○連携する関係機関と ICT（情報通信技術）を用いて診療情報を共有し、確認しています。

【参加ネットワーク】からっ風ネット 運営医療機関：群馬県済生会前橋病院・前橋赤十字病院

○マイナ保険証利用（当院の利用率 75%以上）の促進、電子処方箋の発行体制完備、診療情報共有サービスの参加体制整備など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

○医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

◎機能強化加算 ◎地域包括診療加算 1 ◎生活習慣病管理料 ◎時間外対応体制加算

◎別添 1 の「第 9」の 1 の（2）に規定する在宅療養支援診療所

「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、以下の取り組みを行っています。

○他の医療機関の受診状況や処方されているお薬を把握し、必要な服薬管理を行います。

○必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します。

○健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。

○介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

○診療時間外においても当院のかかりつけ患者様からの電話等(027-221-3155)による問い合わせに対応できる体制を整えています。

○業務継続計画（BCP）を策定し、災害等の緊急時にも診療を継続できる体制を整えています。

○患者様の状態に応じ、28 日以上長期処方、リフィル処方せんの発行を行います。処方交付の可否は、医師が判断します。

【主な連携機関】・前橋市夜間休日診療所（まえばし医療センター） ・前橋赤十字病院 ・群馬中央病院 ・済生会前橋病院

・県立心臓血管センター ・日高病院 ・前橋協立病院 ・前橋市地域包括支援センター中央 ・群馬県看護協会訪問看護ステーション

・訪問看護ステーション結の樹 ・みんなのかかりつけ訪問看護ステーション等

◎外来感染対策向上加算 ◎連携強化加算

受診歴がなくても発熱や感染症を疑う症状を有する患者様の診療にあたっています。

◎地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1 ◎一般名処方加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者様へご説明のうえ、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要なお薬が提供しやすくなります。

◎外来・在宅ベースアップ評価料 1

職員の賃金を改善するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。本加算は、医療機関の職員の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

◎がん治療連携指導料

地域の連携医療機関とがん診療の連携体制を構築し、協力して、患者様へ適切ながん治療を提供する体制を整えています。

◎ニコチン依存症管理料 ◎肝炎インターフェロン治療計画料

◎在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ◎在宅がん医療総合診療料

◎在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（遠隔モニタリング加算・充実管理体制加算）

◎物価対応料

物価高騰への対応として、初診・再診時に所定の点数が加算されます。